審查基準 · 標準処理期間整理票

処分の内容		建築制限等の例外認定	
根拠法令及び条項		都市計画法 第37条第1号	
審查基準	■ 有(第4条第1項に該当する場合を含む。) □ 無(根拠:第4条第2項第 号に該当)		
	公表 ■	する □ しない(公表しない場合の根拠:第7条第4項第 号に該当)	
	【内容】 1. 建築等しようとする建築物等が当該開発許可に係る予定建築物であること。 2. 工事工程上、開発行為に関する工事の完了前に予定建築物等の建築等を行う必要があると認められること。 3. 開発区域が現地において明確にされていること。 4. 開発行為又は開発行為に関する工事により設置される公共施設の工事がほぼ完		
	4. 開発行為文は開発行為に関する工事により設置される公共施設の工事がはは完了していること。 5. 建築等工事の完了に先行して開発行為に関する工事が完了する見込みであること。 6. 造成の規模や地盤の性質に鑑み、開発行為と建築行為を同時に施工しても開発区域及びその周辺の安全性に支障をきたさないこと。		
審査基準設定年月日		平成18年4月1日 審 査 基 準 最終変更年月日 平成18年4月1日	
標準処理期間		■ 有(第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。) 期間(12日【※関係機関との協議に要する期間を除く】) □ 無(根拠:第6条において準用する第4条第2項第 号に該当)	
標準処理期間 設定年月日		平成18年4月1日 標準処理期間	
所管部署		都市整備部 建築指導課 開発指導担当	
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。